

# 維持管理計画書の見直し方

## ～土地改良事業計画の変更手続～

### 第1章 維持管理計画書とは

#### 1 土地改良法等における位置づけ

実は、土地改良法の中に「維持管理計画書」という言葉は存在しません。土地改良法第7条第1項に規定する「土地改良区設立の認可申請」の中で、申請時に定めるよう規定されている「土地改良事業計画」が正式名称です。このため、県知事に提出した設立認可申請書には必ず添付されています。

その具体的な内容については、土地改良施行規則第14条の2第1項に規定されていますが、自ら工事や換地を行わない土地改良区では、主に「管理すべき施設の種類及び管理方法」について定めることになるため、上記の事業計画書は通称「維持管理計画書」と呼ばれています。

一方、皆さんの土地改良区の定款の中にも、第4条第1項に「この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。」と明確に定められています。

#### 2 土地改良事業計画に定めるべき事項

土地改良法第7条第3項及び同施行規則第14条の2第1項の規定により、次の事項を定めるよう規定されています。

- 目的、当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び現況
- 一般計画、主要工事計画、附帯工事計画、工事の着手及び完了の予定時期、環境等の調和への配慮、換地計画（通常、土地改良区には不要）
- ◎土地改良施設の管理の場合には、管理すべき施設の種類及び管理方法
- 事業費の総額及び内訳、事業の効果

#### 3 土地改良事業計画の変更手続

土地改良法を根拠とする土地改良事業計画（通称「維持管理計画書」）を変更するには、同じく土地改良法第48条第1項から第12項までの手続を実施することになります（第4～5章参照）。

## **第2章 どのようなときに見直すのか**

維持管理計画書の変更は、定款と同様どのような小さな変更でも生じれば、変更手続を行うこととなりますが、実務としては次のような事例が生じたときに変更手続を行うこととなります。

### **1 他の土地改良区と合併しようとするとき**

○土地改良区が合併すると、受益地や管理する土地改良施設が変わるため、必然的に維持管理計画書を変更する必要があります。

○ただし、「吸収合併」と「新設合併」で若干変更の仕方が異なります。

#### **【吸収合併の場合】**

○吸収合併の場合、吸収する土地改良区が、吸収される土地改良区の受益地と施設を編入する形で変更を行います。

○この場合、少なくとも編入される受益地の組合員が同意徴収の対象となります。

○手続としては、吸収する土地改良区の理事長が合併の認可申請と併せて、維持管理計画書の変更認可申請を行います。

#### **【新設合併の場合】**

○新設合併の場合は、新設される土地改良区の受益地及び施設を網羅した維持管理計画書を新たに作成します。

○この場合、新設される土地改良区の全受益地の組合員が同意徴収の対象となります。

○手続としては、設立委員が認可申請書に新定款とともに添付して提出することとなります。

#### **【特例】**

○上記以外に、土地改良法第75条の規定に基づき、合併前の土地改良区の維持管理計画書を持ち寄って、合併後の土地改良区に継承することも可能です。

○この場合、合併後の土地改良区は複数の維持管理計画書を持つこととなります。

○ただし、持ち寄ることができるのは、最新の状態に更新された維持管理計画書であることが条件であり、合併前にあらかじめ各土地改良区で変更手続を済ませておくことが必要です。

### **2 県営土地改良事業で、施設の更新を申請しようとしたとき**

○土地改良法第85条の3の規定に基づき、土地改良区が施設の更新を目的とした県営土地改良事業の申請者となる場合、県営土地改良事業の同意徴集に代えて、総（代）会の議決で申請することが可能です。

○上記の申請の場合、当該施設は申請者の土地改良区が管理していることが条件

- であるため、その施設が維持管理計画書に掲載されていることが原則必要です。
- 仮にその施設が維持管理計画書に記載されていない場合、県営土地改良事業の法手続と併せて変更手続（施設の追加）を行います。
  - 具体的には、県営土地改良事業の認可申請の承認と併せて総代会で承認を得、県知事認可申請も事業認可申請と併せて行います。
  - なお、工事完了後、県から更新後の施設の管理委託または財産譲与があった場合は、新しい数値に更新するための変更手続を再度行います。

### 3 県営土地改良事業等で整備する地区を編入しようとするとき

- 土地改良区の地区の編入は、維持管理計画書の変更手続を持って行います。
- 最も多いケースとしては、新たに県営土地改良事業で区画整理を行った地区を、既存の土地改良区に編入するケースです。
- この場合、土地改良区は地元負担の1次負担、公庫からの借入及び返済、特別賦課金の徴集、換地清算金の清算、予定管理者等の役割を担うこととなりますので、県営土地改良事業の法手続と併せて維持管理計画書の変更手続を行います（法手続の計画書から施設データや図面を流用）。
- 特に、編入の同意徴集を県営の同意徴集と併せて行えば効率的です。
- ただし、経常賦課金の徴集は一時利用地指定又は換地処分まで保留されることが多いようです。
- 県営土地改良事業が変更された場合、換地処分後に再度維持管理計画の変更を行う必要があります。
- なお、換地処分の場合、財産譲与等を行われませんので、別途県から施設台帳等のデータを集める必要があります。

### 4 県から土地改良施設の財産譲与や管理委託を受けたとき

- 通常県営土地改良事業で整備された施設は、土地改良区又は市町村に財産譲与又は管理委託されます。
- 県からこの財産譲与等を受けたときは、維持管理計画の変更を行う必要があります。
- 会計細則に定める土地改良施設台帳と異なり、維持管理計画書には「土地改良区が管理する、土地改良区以外の機関が所有する施設」も記載する必要があるため、県から管理委託を受けたときも、維持管理計画の変更を行う必要があります。
- 財産譲与契約書及び管理委託契約書には施設台帳及び図面が添付されていますので、それらを利用して以下の変更を行います。
- 施設台帳及び図面は紙だけでなく、データでももらうようにしてください。
- なお、一度管理委託を受けて維持管理計画を変更した場合、後に同じ内容で財

産譲与がなされたときには、再度計画を変更する必要はありません。

#### 【新たに設置された施設】

○維持管理計画書の施設一覧に欄を追加します。

#### 【既存の施設を更新したもの】

○施設一覧から旧施設の欄を削除し、新たに欄を追加します。

○既設利用部分がある場合（一部の未工事がなされた場合）は、欄を2段書にして、「既設利用部分」と「更新部分」を分けて記載します。

### 5 土地改良区の受益地内で換地が行われたとき

○換地（区画整理）が行われると、その地区内の土地改良財産が付け替えられるため、維持管理計画書も変更し、図面等も差し替える必要があります。

○しかし、通常区画整理の場合、換地処分が行われるだけで、財産譲与は行われません。また、権利者会議の際に配布される換地計画書には、土地の異動が記載されているだけで、土地改良施設の構造等は記載されていません。

○このため、維持管理計画書を変更するには、①県営土地改良事業の土地改良事業計画書（最終変更時）を参考にするか、②別途、県に対し施設台帳及び図面の提供を求めてください。

○ちなみに、土地改良区所有地については維持管理計画書に記載する箇所はありませんので、会計細則に定める土地改良施設台帳上段に整理してください。

### 6 土地改良区自らが施設の工事を行ったとき

○土地改良区自らが土地改良施設の工事を行ったときも、たとえ構造等に変化は無くとも、耐用年数等の表示が変わるため、維持管理計画書の変更を行う必要があります。

○ただし、土地改良施設のごく一部を補修した場合（全体的な耐用年数に変化が生じない場合）などは個別に判断してください。

### 7 市町村との管理の役割分担を見直すとき

○現在、県が財産譲与を行う対象は、土地改良区か市町村です。このため、土地改良財産の管理は土地改良区と市町村が役割を分担して行うこととなりますが、現状の変化に応じてその役割分担を見直すことがあります。

○例1；農道が市道認定されたため、管理を市に移したい。

○例2；排水路が集落排水や道路側溝を兼ねるようになったので、管理を市町村に移したい。

○例3；業務委託が終了したので、大規模排水機場の管理を市町村に戻したい。

○上記の場合、土地の所有権の譲与が必要なケースや、財産譲与契約上の県協議が必要となる場合があります。

- 維持管理計画書は管理の役割分担の見直しと併せて変更します。変更時に市町村と協議を行い、同意を得ることです承されたとみなします。
- なお、維持管理計画書から除外した土地改良施設については、以後他目的使用料は取れなくなります。また、除外した土地改良施設からのみ受益を受けている農地は、土地改良区からの利益が消滅したとみなし、地区除外する必要がありますので注意してください。

## 8 地区の除外を行うとき

- 「地区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになった場合において、その土地についての組合員の申出があるとき」は、土地改良法66条の規定に基づき地区から除外します。これは、対象地が農地でなくなるケースが多いため、俗に「転用決済」と呼ばれています。
- しかし、現況が農地のままであっても（営農が行われていても）、土地改良区の方針で地区の除外を行うケースがあり、その場合は維持管理計画書の変更手続きにより地区の除外を行います。
- 事例としては、「償還が終わった地区を除外する」「別に用水が確保され、土地改良区の水を回す必要がなくなった」「ポンプが破損したが、補修してまで水を上げる必要がなくなった」等が考えられます。
- この場合、土地改良区が事業を継続する必要のなくなった地区を維持管理計画書の「地域」及び「図面」から除外し、当該地区内の関係土地改良施設を施設の一覧から削除します。
- ただし、上記の土地改良施設の機能が生きている場合は、市町村に譲渡する必要があります（ミニ解散とみなします）。
- ちなみに、「転用決済」手続を負行った場合も、維持管理計画書の変更が免除されるわけではありませんので注意してください（同意が不要になるだけです）。

## 9 その他

- 古い維持管理計画書をリニューアルしたい（特に旧町村名が使用されている、町・反といった単位が使用されている、大凡といった表現が使われている場合など）。
- 県の検査の指摘
- 維持管理計画書がないため作りたい（この場合は「新規」の場合と同等の手続をお願いしています）。

## 第3章 維持管理計画書の作り方

### 1 事前準備

- まず、現時点での変更前の維持管理計画を確認してください。直近の県知事認可を受けた維持管理計画書を探し、無い場合は設立又は合併時の認可申請書に添付した維持管理計画書を探してください。
- 手書きの維持管理計画書はワード又はエクセルでデータ化することをお勧めします（この場合、あまり必要のない気象データ等は割愛してください）。
- 次に参考資料を集めてください。
  - ①財産譲与契約書、管理委託契約書→土地改良施設の構造及び図面の最終データを確認できます。
  - ②県営土地改良事業計画の土地改良事業計画書→文字で記載する事項の参考になります。
  - ③市町村税務課の課税台帳、法務局の要約書・法14条地図（又は字図）→土地改良区所有地の確認ができます。
  - ④農地GISの活用
- なお、場合によっては現地を確認（写真を撮る、延長を計る等）してください。

### 2 各項目の記載方法

#### 第1章 地域及び地積

##### ① 地域

- 「〇〇市地内」「〇〇郡〇〇町地内」と簡単記載します。
- 大字まで表示するかは、定款や役員選任（選挙）規程等との兼ね合いも含めて、土地改良区の判断にお任せします。

##### ② 地積

- 決算時に総（代）会に報告する「事業報告書」の数値が引用できます。
- 市町村別（必要に応じて大字別）、地目別（田、畑、樹園地）に記載してください。
- 変更後の地積には地区の編入または除外の結果が反映されますが、詳細については添付図面（受益図）に表示してください。

#### 第2章 地域の現況

##### ① 地形

- 県営土地改良事業の「概要書」第2章の③の記載から引用できます。

(記載例)

本土地改良区の地域は〇〇郡〇〇町、〇〇町、〇〇町の地内の水田地域で、地形は1/100～1/1000の緩やかな地形となっている。本地区の土壌は、灰褐色土壌況土質構造マンガン型が大半を占めている。

## ② 気 象

○県営土地改良事業の「概要書」第2章の③の記載から引用できます。

○ただし、県営土地改良事業のように詳細に記載する必要はなく、次のように簡単に記載してかまいません。

○また、直近の県営土地改良事業がない場合は、近隣のものを準用してください。

(記載例)

(イ) 一般気象

平均気温 16.0℃

平均降水量 1,885.1 mm

平均降水日数 199 日

(ロ) 特殊気象

最大日雨量 481 mm ( S32. 7. 25 )

最大時間雨量 87mm ( H18. 6. 26 )

最大4時間雨量 189mm ( S63. 5. 3 )

最大連続雨量 565 mm ( S32. 7. 25～7. 27 )

## 第3節 水利状況

○当該地域に関係する河川、溜池等の分布状況及び用水の過不足状況、排水の状況などを記載する欄です。

○県営土地改良事業の「概要書」第2章の③の4)の記載から引用できますが、ここには工事実施前の問題のある状況が記載されていますので、工事完了後の内容に書きなおす必要があります。

(記載例)

(1) 用水の状況

本土地改良区の用水の取水源は、一級河川〇〇川に位置する〇〇堰となっており、県営〇〇地区土地改良事業で整備された幹線用水路及び各支線用水路によって地区内の農地に給水している。

(2) 排水の状況

本土地改良区内の排水は、県営〇〇地区土地改良事業で整備されたほ場内の排水路を経て、末端排水樋門から一級河川〇〇川及び〇〇川へ排水されている。

## 第4節 耕地面積

○地域内の市町村別、作物別作付面積を記載しますが、通常は第1章の数値と同じになります。平均一戸当たり耕作面積は上記面積を組合員数で割ってください。

○地域内の一毛作、二毛作田面積

## 第3章 維持管理計画

### 第1節 目的

○土地改良区定款第4条の「事業」から引用できます。

(記載例)

本土地改良区は、定款・規約及び本計画に定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) ○○川から引水するかんがい施設及び○○川への排水施設の維持管理、新設、改修
- (2) ○○線水路の維持管理、新設、改修
- (3) ○○地区のかんがい排水施設の維持管理、新設、改修

### 第2節 かんがい施設関係

#### ①かんがい施設(用水路を含む)の種類、規模及び維持管理の方法

○かんがい施設を①用水路、②井堰、③溜池、④揚水機場、⑤その他ごとに一覧表にしてください(通常は「別紙」とすることが一般的)。

○財産譲与契約書・管理委託契約書の施設台帳、または県営土地改良事業計画の第5章(主要工事計画)第1節のデータを活用してください。

○古い施設(例えば既設の土水路など)で不明なデータについては、「不明」「—」と記載しても構いません。

#### ②配水の時期及び方法

○水系別の取入口での取水時期及び幹線的な水路の分水施設ごとの配水時期、配分方法、用水量等を記載します。

○「用水量については、用排水調整委員会により合理的な水の配分を行う」等、各地域のルールを記載してください。

#### ③干ばつ時における処置

○干ばつ時における配水方法及びその配水方法によってなお、水不足の場合の対策を記載します。

○節水方法・給水制限等各地域のルールを記載してください。



#### ④他の農業水利団体との関係

- 水系上上流に位置する他の水利組織及び下流に位置する水利組織、あるいは当土地改良区の水源地を共用する他の水利組織との取水量及び維持管理の方法などに関する慣行または契約事項等があれば記載してください。
- 当土地改良区の区域内で末端施設を維持管理する水利組織があるときは、それらとの慣行または契約事項について記載してください。
- 該当がない場合は、「該当なし」と記載。

#### ⑤制裁規定

- 維持管理計画に記載した内容に違反した場合における制裁規定があれば記載してください。

### 第3節 排水施設関係

#### ①排水施設（排水路を含む）の種類、規模、構造及び維持管理の方法

- かんがい施設を①排水路、②排水機場、③その他ごとに一覧表にしてください（通常は「別紙」とすることが一般的）。
- 財産譲与契約書・管理委託契約書の施設台帳、または県営土地改良事業計画の第5章（主要工事計画）第2節のデータを活用してください。
- 古い施設で不明なデータについては、「不明」「—」と記載しても構いません。

#### ②排水の時期及び方法

- 系統別の排水の順序、方法及び時期などを記載します。

#### ③洪水時における処置

- 洪水時における排水方法を記載します。

#### ④他の農業水利団体との関係

- 当土地改良区の地区からの排水が下流部へ与える影響、他地区との共用排水路がある場合の慣行、契約事項について記載します。

### 第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設関係

#### ①農業用道路の規模、構造及び維持管理方法

- 農道を一覧表にしてください（通常は「別紙」とすることが一般的）。
- 財産譲与契約書・管理委託契約書の施設台帳、または県営土地改良事業計画の第5章（主要工事計画）第3節のデータを活用してください。
- 古い施設で不明なデータについては、「不明」「—」と記載しても構いません。

#### ②その他農用地の保全又は利用上必要な施設

- 階段工、土留工、防風林、防災溜池などの維持管理を行っている場合は、それらの種類別に規模、構造、維持管理の方法などについて記載してください。

## 第5節 他の事業等との関係

- (1) 他種事業（上水道等）と地区内施設との関係
- (2) 森林、運輸、漁業等との関係
- (3) 当土地改良区の維持管理事業と、治水との関係
- (4) 地区外上流部又は区域内の住宅工場地域からの汚水の流入状況その影響
- (5) その他当土地改良区と外的環境との関係

## 第4章 維持管理費

（記載例）

施設	通常的維持管理費	補修費	運転費
水路	配水費、草刈費、浚渫費	補修費	操作費
井堰	管理費	補修費	
溜池	管理費、草刈費	補修費	運転費、動力費
用排水機場	管理費、検査費	補修費	
農道	草刈費	補修費	

上記に掲げる施設の維持管理を充分に行うに当たっては、毎年度に総（代）会で定める予算の範囲内において、本区役員、組合員の直営又は請負によって実施するものとする。また、多面的機能支払い事業制度を活用し、施設に対する地域住民の理解と協力を得ながら、維持管理費の節減を図るものとする。

## 第5章 効果

この維持管理による減産防止、災害防止等の効果について記載します。

（記載例）

県営土地改良事業により造成された施設の維持管理を計画的に行うことにより、施設の持つ機能、効用を発揮させ、水管理の適正化、労量の節減など経営の合理化と農業生産の増大が図られる。

## 第6章 図面

### 第1節 土地改良区区域図

### 第2節 用水関係図

- (1) かんがい施設（用水路を含む）の位置及び受益地域を記載した図面（縮尺 1/3,000）（第3章第2節（1）に記載した施設を網羅すること。）
- (2) 用水の水系及び配水（自然分水流入を含む）の順序を記載した図面（第3章第2節（2）に記載した事項と一致すること。）

### 第3節 排水関係図面

- (1) 排水施設（排水路を含む）の位置及び受益地域を記載した図面（縮尺 1/3,000）（第3章第3節（2）に記載した事項と一致すること）

(2) 排水系統図(第3章第3節(2)に記載した事項と一致すること。)

第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の位置及び受益地域を記載した図面(第3章第4節(1)(2)に記載した事項と一致すること。)(縮尺1/3,000)

第5節 土地改良区の地区内外の用水及び排水の関係ならびに他の事業及び他の農業水利団体との関係を記載した図面(第3章第2節(4)同章第3節(4)及び同章第5節の記載事項と一致すること。)

### 3 最終チェック

- 施設一覧に市町村道、集落排水、道路側溝のような土地改良財産以外のものが混在していないか。
- 利益を受けない土地が残っていないか。
- 土地原簿、定款の地区と不一致はないか。

## 第4章 維持管理計画書の変更手続

新たな維持管理計画書の案が作成されたら、それ以降の変更手続は、土地改良法第48条各項に規定された「土地改良事業計画の変更等」に基づいて行うこととなります。

### 1 必ずすべき手続

○土地改良法第48条第1項の規定により、どのような些細な変更でも土地改良区が必ずすべき手続は次の2点です。それ以外の手続は必要に応じて行うこととなります。

- ①総（代）会の議決
- ②都道府県知事の認可

### 2 重要な部分の変更

- 地域の変更（法第66条の規定に基づく地区除外を除く）
- 管理すべき施設の種類の追加又は廃止
- 管理の方法のうち、貯水、放流、取水、導水、排水の時期及び水量、干ばつ時及び洪水時における措置に係るもの
- 上記の重要な部分の変更以外の計画変更は、1に示した手続のみを行えば足りません。現行の維持管理計画書が見つからず、新たに維持管理計画書を策定する場合は例外です。

### 3 市町村長との協議

- 重要な部分の変更を行う場合は、まず土地改良区から維持管理計画書の概要について、市町村長と協議してください。
- 協議対象となる市町村は、土地改良区の受益地が属する全ての市町村となります。ただし、複数の維持管理計画書を持つ場合で、その一部のみを変更する場合は、関係市町村のみとなります。
- 市町村との協議は計画概要書を添付した書面（様式①）で行い、回答も書面で受領してください。
- 計画の概要は様式②により、土地改良法施行規則第6条に定める事項を満たすものを作成してください。
- 重要な部分の変更を行わない場合も、市町村との管理の役割分担の見直しを行う場合は、この協議を行うことをお勧めします。

#### 4 計画の概要公告

- 重要な部分の変更を行う場合は、市町村長との協議終了後、計画概要書と定款を変更する場合は変更後の定款を5日間（閉庁日を除く）公告（様式③）を行います。
- 公告を行う場所は、土地改良区の受益地が属する全ての市町村の掲示板で行います。
- このため、上記の協議と併せて、公告についても市町村に依頼してください。
- 公告終了後、市町村から公告証明（様式④）を発行してもらってください。

#### 5 同意徴集

- 重要な部分の変更を行う場合は、公告期間の満了後、同意を徴集します。同意を徴収する対象については、次章で説明します。
- 同意署名簿（様式⑤）については、県営土地改良事業の様式を準用し、一人1枚作成するものとし、一覧表に記名押印させる方法をとらないでください。
- 地区の編入がある場合は、変更により新たに編入される地域の資格者について、農業委員会による三条資格者の証明が必要です。三条資格者の証明は同意、未同意に限らず必要ですので、同意書名簿にじかに証明してもらうのではなく、一覧表にて証明してもらってください。
- 同意率については、別添⑥にて集計してください。

#### 6 総（代）会の議決

- 変更後の維持管理計画書（様式⑦）について、総（代）会の議決が必要です。
- この場合の議決は、定款変更と同様に特別議決が必要です。
- 総（代）会の開催時期については、知事認可申請の前であれば良く、上記手続1～5との前後関係については、特に定めはありません。

#### 7 県知事への認可申請

- 県知事への認可申請は、次の書類を添付して、管轄広域本部農地整備課へ提出してください。
  - ア 土地改良事業計画変更認可申請書（様式⑧）
  - イ 計画変更の事由を記載した書面
  - ウ 総（代）会の招集通知、議案書、議事録の謄本
  - エ 市町村の同意書の写し、同意集計表、公告証明書、農業委員会の三条資格証明
  - オ 土地改良事業計画書（又は新旧対照表）
  - カ 予算書、事業計画書
  - キ その他

○定款の変更を要する時は定款変更認可申請を、合併する際は合併認可申請を併せて提出します（いずれも総代会の特別議決が必要）。

## 8 認可事務

○県知事は必要に応じ専門技術者の意見を聞きながら、適否決定を行います。

○適当と判定された場合、県知事は県公報にその旨の公告を行いますので、土地改良区及び市町村担当課で20日間（閉庁日を除く）計画書を縦覧してください。

○縦覧期間の翌日から15日間（閉庁日を含む）、審査請求期間を設けます。

○審査請求満了後、認可を行い、再度県公報にて公告を行います。

○変更後の維持管理計画の施行日は知事認可の日となりますが、第三者対抗要件が発生するのは県公報掲載日です。

## **第5章 同意徴集の要否**

維持管理計画書の「重要な部分」を変更する場合は、以下の方法により同意を徴集する必要があります（逆にいえば、重要な部分を変更しない場合は、同意徴集は不要となります）。

### **1 地区を編入する場合**

現組合員の3分の2以上の同意及び、編入される地域の3条資格者の3分の2以上の同意。

### **2 地区を除外する場合**

除外される地域を含む現組合員の3分の2以上の同意。ただし、法第66条に基づく地区除外手続が既に完了した者を除く。

### **3 編入される地域が10%を超えない場合**

地区編入により増加する面積が現行面積の10%を超えない場合、編入される地域の3条資格者の3分の2以上の同意。

### **4 特に軽微な地区編入**

地区編入のみの変更で、編入される地域内の3条資格者全員の事業参加申出があれば、公告及び同意徴収を省略できる。

### **5 除外される地域が10%を超えない場合**

地区除外により減少する面積（法第66条に基づく地区除外手続が既に完了した者を除く）が現行面積の10%を超えない場合、除外される地域の組合員の3分の2以上の同意。

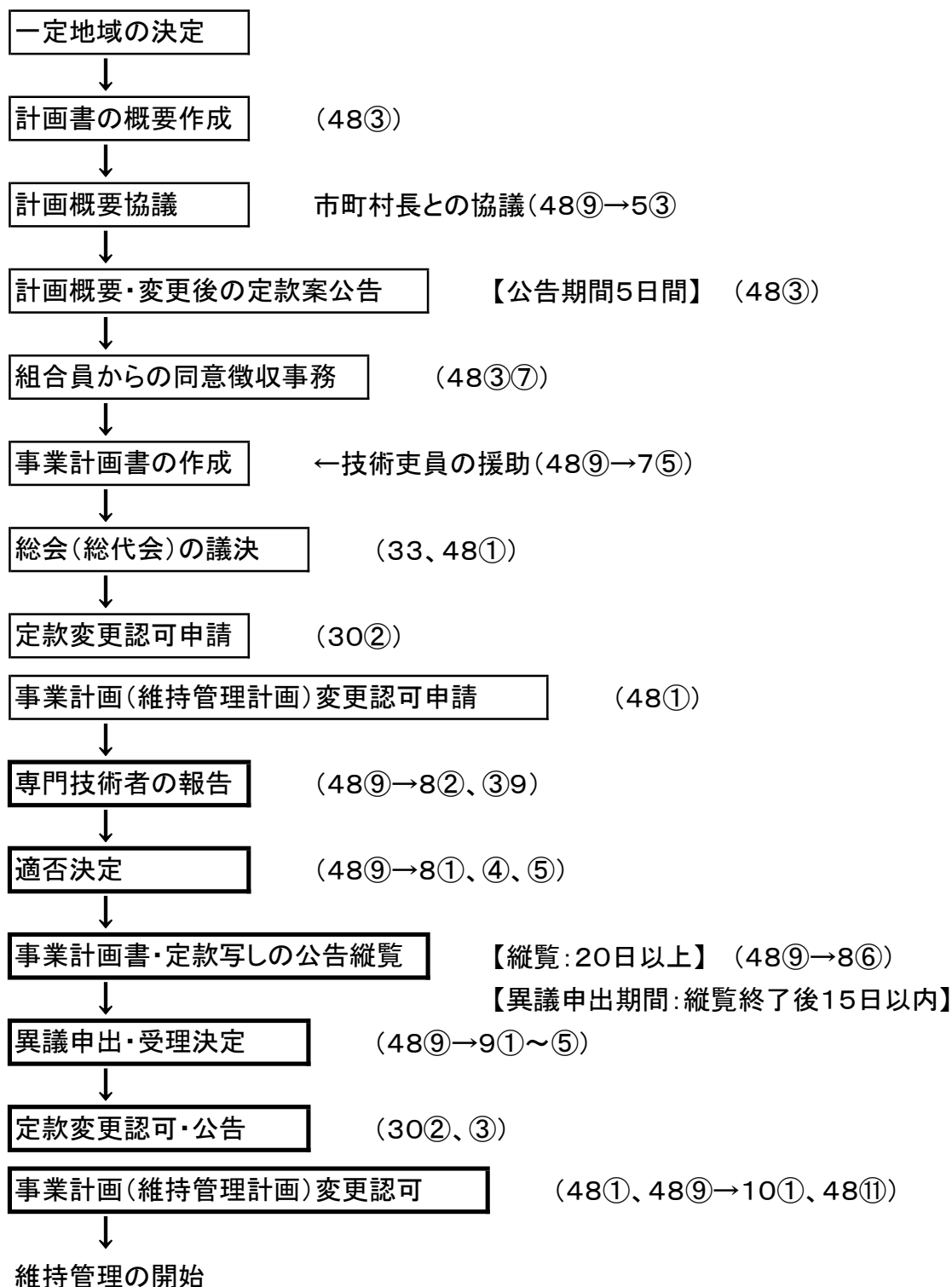
### **6 管理すべき施設の種類又は管理の方法を変更する場合**

現組合員の3分の2以上の同意及び、編入される地域の3条資格者の3分の2以上の同意。





# 土地改良区事業計画書(維持管理計画書)変更手続一覧



# 様式①

平成 〇〇第 号  
年 月 日

〇〇市町村長 様

土地改良区理事長 印

〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）計画変更について（協議）

このたび、〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）について、別添概要のとおり計画の一部を変更したいので、土地改良法第48条第9項に規定により準用する同法第5条第3項の規定に基づき、下記書類を添付のうえ協議します。

## 記

- 1 変更後の土地改良事業計画概要書
- 2 図面

平成 〇〇第 号  
年 月 日

土地改良区理事長 様

〇〇市町村長 印

〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）計画変更について

平成 年 月 日付け〇〇第 号で土地改良法第48条第9項に規定により準用する同法第5条第3項の規定に基づき協議のあったこのことについては、変更後の土地改良事業計画の概要等のとおり施行されることに異議ありません。

## 様式②

### 維持管理計画概要書

#### 第1章 目的

施行をしようとする事業の目的をなるべく具体的に記載すること。

#### 第2章 地域の現状

地形、地積、気象、水利状況、営農状況、農家戸数、地域環境の概況等を簡単に記載すること。

地目 所在	田	畑	山林原野	・・・	道水路敷	計
市町村名						
計						

#### 第3章 維持管理の要領

維持管理すべき施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法等（かんがい排水施設の場合にあっては、用水量、配水方法、排水方法を含む）につき要約して記載すること。

末尾に県営ほ場整備事業により引き渡しを受けた施設を管理する旨記載すること。

（県営ほ場整備事業の施行地域を地区又は地区の一部を含む土地改良区に限る）

環境との調和への配慮について記載すること。

#### 第4章 費用の概算

一事業年度に要する事業費を記載すること。

物価の変動及び維持管理に伴って臨時に支出を要する経費又は、その都度事業費を増額することを注記すること。

#### 第5章 効用

この事業の施行によって生ずる減産防止並びに災害防止等の効果につき簡略に記載すること。

#### 第6章 他の事業との関係

治山、治水、他種水利（発電、工業用水、上水道等）及び他の農業水利事業等との関係につき、その概略を記載すること。

#### 第7章 計画概要図

地図に各施設の位置、種類、その他必要な事項を概要的に記載すること。

（添付書類）以上各章を補足的に説明する場合には、添付書類とすること。

# 様式③

## 土地改良事業計画変更認可申請の公告（土地改良区営）

公

告

平成 年 月 日付け熊本県指令〇〇〇〇第〇〇〇号で認可を受けた〇〇地区土地改良事業（〇〇〇〇）について事業計画を変更したいので、土地改良法第48条第3項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される区域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はその地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により平成 年 月 日までに〇〇市（町・村）農業委員会に当該土地改良事業に参加するべき旨を申し出ること。

平成 年 月 日

〇〇土地改良区

理事長

⑩

### 記

- 1 変更後の〇〇地区土地改良事業計画の概要（及び全体構成）
- 2 変更後の定款（案）
- 3 その他必要な事項

- （注）
- 1 申出の期限は、公告期間満了の翌日から5日目の日とし、この日が土、日曜日及び祝日の場合は翌開庁日とすること。
  - 2 公告は地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に土、日曜日及び祝日を除く5日間行う。
  - 3 地域の拡張を伴わない場合は、なお書きは不要である。
  - 4 事業計画の変更により、定款の変更を必要としない場合は、記の2の変更後の定款（案）は不要である。

# 様式④

## 公告したことを証する書類

### 公 告 証 明 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで、〇〇市役所（町・村役場）において、下記の書類を公告したことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

#### 記

- 1 〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）計画変更についての公告
- 2 〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の概要
- 3 図面

- （注）
- 1 公告掲示期間は、公告の日付（＝公告日）を開始日とし、満了日は開始日の翌日から起算して土・日曜日及び祝日を除く5日目とすること。
  - 2 施行に係る地域が複数の市町村にまたがる場合、公告手続はすべての市町村で行い、公告証明もすべての市町村から得ること。
  - 3 記には法第85条（第85条の2、第85条の3）第2項の規定により公告した事項を記載すること。

# 様式⑤

## 同意署名簿

〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）計画変更

同意署名簿

（土地の属する大字名）

<p>平成 年 月 日付けで〇〇市役所（町・村役場）で公告のあった〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）の計画変更について同意します。</p> <p>・ 変更後資格者総数 人          うち変更により新たに編入される地域の資格者数 人          ・ 変更により該当しなくなる地域を含めた地域の資格者数 人</p>						
住所	氏名	印	区分			備考
			継続	新規	除外	

### 【参 考】

#### 留意事項

- (1) 一体事業の場合は、各事業毎に作成すること。
- (2) 農用地外資格者は、その旨備考欄に記入すること。
- (3) 区分欄は、次の事項に該当する場合に○を記入すること。
  - ・ 当初計画において事業地域内の土地で、変更後も事業地域内の土地がある場合は、「継続」に○。
  - ・ 変更により新たに地区に編入する土地がある場合は「新規」に○。
  - ・ 当初事業地域内にあった土地について、変更により地区外となる土地がある場合は、「除外」に○。
  - ・ 上記の複数に該当する場合は、そのいずれにも○。
- (4) 土地の帰属する（住所による区別ではないので注意すること）市町村別、大字別に取りまとめること。
- (5) 別紙一覧表等により、3条資格者である旨の農業委員会の証明を得ること（証明は未同意者についても要）。

# 様式⑥

## 市町村別大字別同意状況集計表

工種名【   】

市町村名	大字名	資格者数		同意者数		同意率	
		総数	うち 農用地外 資格者数	総数	うち 農用地外 資格者数	全体	うち 農用地外 資格者
〇〇市		人	人	人	人	%	%
合 計							

### 留意事項

- (1) 資格者数及び同意者数は、変更により該当しなくなる地域を含めた資格者総数及び同意者数を記入すること。
- (2) 市町村ごとに未同意者を含めた資格者数全員のリストを作成し、農業委員会からリストに掲載された者が、3条資格者である旨の証明を得ること。

# 様式⑦

## 〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）計画書

### 第1章 地域及び地積

維持管理事業の受益地域を明記し、市町村別、大字別、地目別の地積を次の様式により記載する

市町村名及び大字名	地 積				備 考
	田	畑	その他	計	
	h a	h a	h a	h a	

### 第2章 地域の現況

#### 第1節 地 形

地域内外の形状（標高、傾斜、土地起伏など）、各地目の分布状況を簡略に記載する。

#### 第2節 気 象

気象の状況について説明し、災害など特殊な気象条件についてその特異性及びその頻度を記載する。

#### 第3節 水利状況

当該地域に関係する河川、溜池等の分布状況及び用水の過不足状況、排水の状況などを記載する。

#### 第4節 耕地面積

- (1) 地域内の市町村別、作物別作付面積、平均一戸当たり耕作面積
- (2) 地域内の一毛作、二毛作田面積

### 第3章 維持管理計画

#### 第1節 目 的

施行しようとする維持管理の内容に従い、目的を具体的に記載する。

#### 第2節 かんがい施設関係

- (1) かんがい施設（用水路を含む）の種類、規模及び維持管理の方法

維持管理計画書例



# 様式⑦

## (ア) 用水路

番号	水路名	延長 m	通水量 ⑩/s	勾配	構造	断面			主要構造物	関係地区及び面積 h a	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
						底巾 m	側法勾配	深さ m					

(注) 上記様式に用水路を列記し「主要構造物」欄の隧道、伏越、掛樋、暗渠などについて枠の外にその延長、断面、構造を記載すること。

## (イ) 井 堰

番号	名称	所在地	取水河川名	湧水量	構造			取水量		関係地区及び面積 h a	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
					構造	堰長 m	堰高 m	代掻期 ⑩/s	普通期 ⑩/s				

## (ウ) 溜 池

番号	名称	所在地	集水地区及び面積 h a	構造			有効貯水量 ⑩	関係地区及び面積	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
				種類	堰長 m	堰高 m					

## (エ) 揚水機場

番号	名称	所在地	水源及びその状況 h a	揚水機			原動機			実揚程 m	用水量	関係地区及び面積 h a	建物等の附属建物	維持管理方法
				種類	口径 m/m	台数	種類	台数	能力 HP KW.V					

〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
----------------	----

「建物等の附属設備」欄は、ポンプ小屋、管理人小屋などを記載し、上記の枠外に個々の構造、規模等を記載すること。

(ア)～(エ)以外の施設があるときは更にそれも記載すること。

施設別の維持管理の方法の他、総合的な維持管理の方法等があるときは別に記載すること。

## 様式⑦

### (2) 配水の時期及び方法

水系別の取入口での取水時期及び幹線的な水路の分水施設ごとの配水時期、配分方法、用水量及びかんがい面積を記載すること。

### (3) 干ばつ時における処置

干ばつ時における配水方法及びその配水方法によってなお水不足の場合の対策を記載すること

### (4) 他の農業水利団体との関係

(ア) 水系上上流に位置する他の水利組織及び下流に位置する水利組織あるいは当土地改良区の水源地を共用する他の水利組織との取水量及び維持管理の方法などに関する慣行または契約事項について記載すること。

(イ) 当土地改良区の区域内で末端施設を維持管理する水利組織があるときは、それらとの慣行または契約事項について記載すること。

### (5) 制裁規定

維持管理計画に記載した内容に違反した場合における制裁規定があれば記載すること。

## 第3節 排水施設関係

### (1) 排水施設（排水路を含む）の種類、規模、構造及び維持管理の方法

#### (ア) 排水路

番号	水路名	延長 m	通水量 ⑩/s	勾配	構造	断面			主要構造物	関係地区及び面積 h a	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
						底巾 m	側法勾配	深さ m					

(注) 「主要構造物」として暗渠等を記入し、枠の外に個々について、その延長、断面構造等を記載すること。

#### (イ) 排水機場

番号	名称	所在地	揚水機原動機			実揚程	排水量	吐き出し河川	関係地区及び面積 h a	建物等の附属施設	維持管理方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
			種類	口径	台数								

(注) 「建物等の附属設備」は、ポンプ小屋、管理人小屋などを記入し枠外に個々の構造、規模等を記載すること。

## 様式⑦

(ア) (イ) 以外の施設があるときは更にそれも記載すること。又 (ア) (イ) などの施設について総合的な維持管理の方法があるときは、別に記載すること。

### (2) 排水の時期及び方法

系統別の排水の順序、方法及び時期などを記載すること。

### (3) 洪水時における処置

洪水時における排水方法を記載すること。

### (4) 他の農業水利団体との関係

当土地改良区の地区からの排水が下流部へ与える影響を記載する。他地区との共用排水路がある場合の慣行、契約事項について記載すること。

## 第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設関係

### (1) 農業用道路の規模、構造及び維持管理方法

番号	名称	所在地	延長 m	最大勾配	巾員	路面構造	付 属 構 造 物			関係地区及び面積 h a	維持管理の方法	○年○月○日現在の残耐用年数	備考
							橋梁 ヶ所	暗渠 ヶ所	その他 ヶ所				
			m				ヶ所	ヶ所	ヶ所	h a			

### (2) その他農用地の保全又は利用上必要な施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法。

階段工、土留工、防風林、防災溜池などの維持管理を行っている場合は、それらの種類別に規模、構造、維持管理の方法などについて記載すること。

## 第5節 他の事業等との関係

### (1) 他種事業（上水道等）と地区内施設との関係

### (2) 森林、運輸、漁業等との関係

### (3) 当土地改良区の維持管理事業と、治水との関係

### (4) 地区外上流部又は区域内の住宅工場地域からの汚水の流入状況その影響

### (5) その他当土地改良区と外的環境との関係

以上各号について、当土地改良区と農業以外の環境との相互関係、管理している施設の他目的への使用状況などについて記載し、それらが当土地改良区の管理事業から受けまたはそれらへ及ぼす影響を記載すること。

# 様式⑦

## 第4章 維持管理費

施設	通常的維持管理費	補修費	運 転 費
水 路	配水費、草刈費、浚渫費	補修費	操作費
井 堰	管理費	補修費	
溜 池	管理費、草刈費	補修費	運転費、動力費
用排水機場	管理費、検査費	補修費	
農 道	草刈費	補修費	

その他敷地料などがあるが過去の支出状況により経常的に要する各施設の年間維持管理費をその各施設の維持管理方法及び投入する労力、資材などを根拠に次の表に記入し積算すること。

種 類	番 号	名 称	通常維持管理費				修 理 費				運 転 費			
			種目	数量	単価	経費	種目	数量	単価	経費	種目	数量	単価	経費
計														

物価の変動及びその年の事情により臨時に支出をする経費は、その都度積算して注記すること。

## 第5章 効 果

この維持管理による減産防止、災害防止等の効果について記載すること

## 第6章 図 面

### 第1節 土地改良区区域位置図

### 第2節 用水関係図

- (1) かんがい施設（用水路を含む）の位置及び受益地域を記載した図面（縮尺 1/3,000）（第3章第2節（1）に記載した施設を網羅すること。）
- (2) 用水の水系及び配水（自然分水流入を含む）の順序を記載した図面（第3章第2節（2）に記載した事項と一致すること。）

### 第3節 排水関係図面

- (1) 排水施設（排水路を含む）の位置及び受益地域を記載した図面（縮尺 1/3,000）（第3章第3節（2）に記載した事項と一致すること）
- (2) 排水系統図（第3章第3節（2）に記載した事項と一致すること。）

### 第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の位置及び受益地域を記載した図面（第3章第4節（1）（2）に記載した事項と一致すること。）（縮尺 1/3,000）

### 第5節 土地改良区の地区内外の用水及び排水の関係ならびに他の事業及び他の農業水利団体との関係を記載した図面（第3章第2節（4）同章第3節（4）及び同章第5節の記載事項と一致すること。）

維持管理計画書例

用水路

番号	水路名	延長	通水量	勾配	構造	断面			主要構造物	関係地区及び面積	維持管理の方法	竣工年月日	耐用年数
						底巾	側法勾配	深さ					

井堰

番号	名称	所在地	取水河川名	湧水量	構造			取水量		関係地区及び面積	維持管理の方法	竣工年月日	耐用年数
					構造	堰長	堰高	代掻期	普通期				

溜め池

番号	名称	所在地	集水地区及び面積	構造			有効貯水量	関係地区及び面積	維持管理の方法	竣工年月日	耐用年数
				種類	堰長	堰高					
			ha		m	m					

揚水機場

番号	名称	所在地	水源及びその状況	揚水機			原動機			実揚程	用水量	関係地区及び面積	建物等の附属建物	維持管理の方法	竣工年月日	耐用年数
				種類	口径	台数	種類	台数	能力							
			ha		m/m					HP KW. V	m	ha				

排水路

番号	水路名	延長	通水量	勾配	構造	断面			主要 構造物	関係地 区及び 面積	維持 管理 の方法	竣工年月 日	耐用年数

排水機場

番号	名称	所在地	揚水機	実揚程	排水量	吐き出し 河川	関係地区 及び面積	建物等の 附属施設	維持 管理 方法	竣工年月 日	耐用年数
			種類口径 台数種類 台数能力								
			..... up KW. V				h a				

農道

番号	名称	所在地	延長	最大勾配	巾員	路面構造	付 属 構 造 物			関係地区 及び面積	維持管理 の方法	竣工年月 日	耐用年数
							橋梁	暗渠	その他				

# 様式⑧

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住所

〇〇土地改良区

理事長

印

## 土地改良事業計画変更認可申請書

平成 年 月 日付け熊本県指令〇〇〇〇第 号で認可のあった〇〇土地改良区土地改良事業（維持管理）の計画を変更したいので、土地改良法第48条第1項の規定により、下記書類を添えて申請します。

### 記

- 1 土地改良事業計画の変更の事由を記載した書面
- 2 変更後の土地改良事業計画書（新旧）
- 3 土地改良区の区域を示した図面
- 4 総（代）会の議事録謄本及び総代会招集通知書
- 5 事業報告書、決算書、財産目録、予算書
- 6 法第48条第3項の規定により公告した事項を記載した書面及び公告証明書
- 7 法第48条第3項及び第7項の規定による同意があったことを証する書面  
（同意署名簿、市町村別及び大字別同意状況集計表）
- 8 法第48条第9項において準用する法第5条第3項の意見書  
（関係市町村長の意見書）

種類		単位	構造別区分	耐用年数	摘要
貯水池		箇所	土堰堤	40	余水吐、通水装置等一切を包括する。
			コンクリート堰堤	50	
えん堤(頭首工)		箇所	コンクリート	50	井堰、制水門、土砂吐、樋門、魚道等一切を包括
			石積	50	
樋門(門扉)		箇所	鋼製	15	
			木製	10	
			合成樹脂製	8	
樋門(樋体)		箇所	鉄筋コンクリート	30	
			石造り	30	
水路	用排水路(管水路含む)	m	練石積(コンクリートブロック含)	30	開渠、集水渠、掛樋、分水工、落差工等一切を包括する。
			空石積(コンクリートブロック含)	20	
			土水路	15	
			鉄筋コンクリート	30	
			既製品(鉄筋コンクリート)	30	
			既製品(鋳鉄製)	30	
			既製品(鋼鉄製)	15	
			既製品(合成樹脂製)	10	
			隧道	m	
	水路橋	m	鉄筋コンクリート	30	
			鋼鉄製	15	
暗渠(サイフォン含む)	m	鉄筋コンクリート	30		
		石造り	30		
建物		棟	鉄筋コンクリート	38	
			鉄骨造り(厚4mm超)	31	
			鉄骨造り(厚3mm超4mm以下)	24	
			鉄骨造り(厚3mm以下)	17	
			木造	15	
			木骨モルタル造り	14	
			簡易建物	10	
揚排水機場(処理施設含む)	箇所	鉄筋コンクリート	30		
ポンプ	基	揚・排水用ポンプ	8		



内燃機関	基	内燃機関	8		
電動機	基	電動機	10		
電気設備	基	受電設備・配電設備	15		
汚水処理施設	基	汚水処理設備	7		
堆肥化施設	基	堆肥化設備	8		
看板	基	看板	3		
農業用井戸	箇所	コンクリート	20		
		金属造り	15		
		合成樹脂	8		
農道	路面	m	アスファルト舗装	10	
			コンクリート舗装	15	
			敷砂利	8	
			合成樹脂類舗装	10	
	橋梁	箇所	鉄筋コンクリート(PC橋含)	60	
			鋼製桁橋	45	
			鉄筋コンクリート床版橋	30	
			木造橋	15	
	隧道	m	鉄筋コンクリート巻立	75	
	法面保護工	m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート	30	
練石積(コンクリートブロック含)			30		
空石積(コンクリートブロック含)			20		
アンカー工(補強土壁含)			20		
法粹工			20		
モルタル、コンクリート吹付			20		
公園施設	基	トイレ	15		
		給排水施設	15		
		遊具	5		
		芝工	7		
防護柵	m	ガードレール、フェンス類	10		